
平成 30 年度税制改正に関する要望

日証協 平成 29 年 9 月 20 日

本協会、投資信託協会、全国証券取引所協議会は、今般、「平成 30 年度税制改正に関する要望」を取りまとめた。

本要望は、政府の「未来投資戦略 2017」に盛り込まれた、家計の安定的な資産形成の促進、市場環境の整備及び金融仲介機能の質の向上等の主要施策の実行に積極的に貢献し、投資による資産形成の推進及び活力ある金融資本市場の実現のため、①一般 NISA・つみたて NISA・ジュニア NISA が国民の中長期的な資産形成手段として幅広く普及・定着するよう、口座開設期間の恒久化を図ることや、②世代間の資産承継を円滑にする相続税等に関する税制優遇措置などを要望するものである。

平成 30 年度税制改正に関する要望

平成 29 年 9 月
日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所協議会

我が国経済は、4 年 9 か月に及ぶアベノミクスの取組みの下、政府・日本銀行の大胆な金融政策、機動的な財政政策及び成長力強化のための施策の相乗効果により、名目 GDP・企業収益が過去最高の水準に達する中、雇用・所得環境も大きく改善しており、今後も回復が続くことが期待されています。

政府の「未来投資戦略 2017」においては、活力ある金融資本市場の実現を通じて円滑な資金供給を促進するという方針の下、家計の安定的な資産形成の促進、市場環境の整備及び金融仲介機能の質の向上等、証券界・資産運用業界に関連する施策が含まれており、こうした施策が着実に実行に移されることで、日本経済の中長期的な成長を実現していくこととされています。

我々証券界・資産運用業界としても、この「未来投資戦略 2017」に盛り込まれた主要施策の具体化・実行に向けて積極的に貢献するとともに、投資による資産形成の推進及び活力ある金融資本市場の実現に向けて、全力で取り組んで参ります。

つきましては、平成 30 年度税制改正に関し、一般 NISA・つみたて NISA・ジュニア NISA が国民の中長期的な資産形成手段として幅広く普及・定着するよう、口座開設期間の恒久化を図ることや、世代間の資産承継を円滑にする相続税等に関する税制優遇措置など、次の事項を要望いたしますので、その実現につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

I 家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置

1. NISA（一般 NISA・つみたて NISA・ジュニア NISA）の拡充、簡素化、根拠法の制定及び恒久化

【拡充、簡素化】

- ①非課税期間終了時の払出し先について、一般口座ではなく特定口座を原則とすること
- ②口座開設手続の迅速化を図ること
- ③ロールオーバーに係る移管依頼書の電磁的提出の範囲を拡大すること
- ④「非課税口座異動届出書」の提出による当年中の勘定の変更を認めること
- ⑤ジュニア NISA の払出し制限の緩和及び贈与税の基礎控除額の特例等の措置を講じること

- ⑥成人年齢引下げに伴い一般 NISA・つみたて NISA の対象年齢を 18 歳以上とすること

【根拠法の制定、恒久化】

- ①NISA 制度が国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法（NISA 法）を制定すること
- ②口座開設期間を恒久化すること
- ③非課税期間を恒久化すること
- ④スイッチング（取得した上場株式等の売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得）を認めること
- ⑤NISA に係る制度の一本化を検討する場合には、個々の投資者のライフプランや目的に応じた投資手法の選択肢を狭めることがないよう、現行の NISA 制度の更なる活用を前提とすること

（注）NISA は少額投資非課税制度。「一般 NISA」は成年を対象とした制度、「つみたて NISA」は積立投資に特化した制度、「ジュニア NISA」は未成年者を対象とした制度

2. 確定拠出年金制度の拡充

- ①確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
- ②拠出限度額の引上げやマッチング拠出の弾力化、中途引出要件の緩和等の措置を講じること

II 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

1. 上場株式等の相続税評価額等の見直し

- ①上場株式（ETF 及び REIT 等を含む。）及び公募株式投資信託の相続税評価額を見直すこと
- ②親子二世帯等での上場株式（ETF 及び REIT 等を含む。）及び公募株式投資信託への投資について相続税等に関する税制優遇措置を講じること
- ③急激な経済環境の変化に伴う株価変動リスク等を考慮し、上場株式（ETF 及び REIT 等を含む。）並びに公募株式投資信託について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること

2. 特定口座間贈与の制限撤廃

- 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

Ⅲ 市場への継続的な成長資金の供給を促進するための税制措置

1. 金融所得課税一体化の促進等

- ①デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めるとともに、特定口座での取扱いを可能とすること（注1、注2）

（注1）現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。）の差金等決済に係る損益や私募株式投資信託等の配当等を申告分離課税としたうえで、損益通算の範囲に加えること

（注2）実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

- ②金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること

- ③未上場株式（その募集が公募により行われていること、有価証券報告書を提出している法人により発行されたものであることその他一定の要件を満たすものに限る。）について、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例及び譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めること

2. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

- 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

3. 配当の二重課税の排除

- 配当の二重課税排除の徹底を図ること

4. 投資信託・投資法人制度等の拡充

- ①投資信託等（公募証券投資信託・ETF・ETN・REIT等）に係る外国税額控除制度を見直し、投資信託等が海外で納付した外国税額について、投資信託等の収益の分配にかかる所得税から控除することを可能とすること

- ②投資法人が海外不動産へ投資した場合に現地で源泉徴収された税額について、国内における投資法人の利益分配に係る90%超配当要件の対象所得から除外すること

- ③投資法人に係る国内50%超公募要件について、新投資口予約権無償割当（ライツ・オファリング）により海外投資家に割り当てられた新投資口予約権の行使により取得される投資口には適用されないことを明確化すること

- ④不動産取得税の税率に係る軽減措置を延長すること

Ⅳ マイナンバー利用者の負担軽減・告知の促進のための税制措置

1. マイナンバー利用者の負担軽減

- ①マイナンバー既告知者が氏名又は住所を変更した場合において、変更告知に係るマイナンバーの告知等を不要とすること
- ②一般 NISA・つみたて NISA・ジュニア NISA に係る口座廃止又は他の営業所への口座移管（事業譲渡等を含む。）が行われた場合に金融商品取引業者等が所轄税務署長に提供すべき事項について、マイナンバーの記載を必須としないこと
- ③マイナンバー告知の際の本人確認手続の簡素化を図ること

2. マイナンバー告知の促進

- マイナンバーの告知を促進するためのインセンティブとして、例えば、次のような税制措置を講じること
 - ・平成 30 年 12 月末までに金融商品取引業者等にマイナンバーを告知した者は、同期間において、上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間について 7 年程度に延長するとともに、デリバティブ取引損益について上場株式等の利子・配当等及び譲渡損益との損益通算を可能とすること
 - ・平成 30 年 12 月末までに金融商品取引業者等にマイナンバーを告知した者は、平成 29 年分から平成 31 年分の確定申告の際に、一度限り一定額の所得税額の特別控除を認めること 等

Ⅴ 市場環境の整備及び投資者の利便性向上のための税制措置

1. 「国際金融センター」の実現に向けた市場環境整備

- 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例について、適用期限を撤廃又は延長すること

2. 特定口座制度等の利便性向上

- ①特定譲渡制限付株式（いわゆるリストラクテッド・ストック）について譲渡制限解除時に特定口座への受入れを可能とすること
- ②自社株式等を対価とする公開買付けにおいて、株主への課税を繰り延べるとともに、当該自社株式等について特定口座や NISA 口座（一般 NISA・ジュニア NISA）への受入れを可能とすること

VI その他の税制措置

- ①上場会社等が資本剰余金配当や会社分割等を行う場合には、源泉徴収義務等を履行するために必要となる情報について、特定口座等を管理する証券会社に対して適時適切に通知することを義務付けること
- ②上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る住民税の課税方式について、所得税の確定申告書での指定を可能とすること

以 上